

サニータウンみのわ台緑化協定書

(目 的)

第1条 この協定は、団地内に植栽されている樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたつて緑化を推進することにより、私達が生活する地区の住環境を緑豊かで清いのある快適なものとすることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、サニータウンみのわ台緑化協定（以下「協定」という。）といふ。

(協定の範囲)

第3条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法律」という。）第20条の規定に基づいて締結するものとする。

(協定区域)

第4条 協定の対象とする区域は、別紙協定区域圖に表示する専有土地及び共有地の区域とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の

土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をい
う。以下同じ。）が存することとなつた時から効力が発生
することになり、この時以後において新たに協定区域内の
土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶもの
である。

（綠化に関する事項）

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、そ
の所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下
「所有地等」という。）の綠化の推進に努めるものとする。

2 植栽する樹木は、団地内の綠を豊かにするばかりではな
く、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それ
に適する樹木を次のものを参考に植栽することとする。

(1) 花や葉を楽しむ木

ハナミズキ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、
モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツ
ツジ、サツキ、シンチヨウダ、アジサイ、タチナシ、ヤ
マブキ、アベリヤ等

(2) 寒のなる木

ナツメ、ザクロ等

(3) 鳥が集まる木

モツヨタ、ナンテン、ビサカキ、クロガネモチ、マサ
キ等

4) 景觀を良くする木

マツ、モチノキ、スズカケノキ、ケヤキ、イチヨウ、
シイ、カシ、カツラ、クスノキ等

(被栽樹木の保護及び管理)

第7条 協定者は、他の環境の恵みを十分享受できるよう被
栽した樹木を良好に保護しなければならない。

- 2 各家庭は、その所有地等に被栽した樹木の病害虫防除、
施肥、剪定等樹木の保護及び育成に努めなければならない。
- 3 被栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の支障とな
る場合は、原則として、移植するものとし、被損した場合
には補植する。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間と
し、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申出を
しなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等
全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第10条 この協定は新たに土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協定内容を明らかにし、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(違反者等に対する措置)

第11条 第6条に規定する権化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、他の土地所有者は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求することができる。

(協定書の保管)

第12条 この協定書は、当該区域の代表者が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。